

## 第82回大阪府森林審議会

平成30年1月22日

**【司会（石井主査）】** お待たせしました。定刻になりましたので、ただいまから第82回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の石井でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会には、現時点で委員14名中9名の委員の方にご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、「式次第」、裏面が「配付資料一覧」となっております。次に「大阪府森林審議会規程」、それから「委員名簿」になっております。次に「配席図」でございます。次に、「大阪地域森林計画の変更に係る諮問書」の写しでございます。次からが審議・報告関係資料となります。まず、資料1「大阪地域森林計画の変更について」、それから資料1（参考）、資料2「林地開発許可の実績報告について」、資料3「放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について」、資料4「国の森林環境税（仮称）について」。以上でございます。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、原みどり推進室長からご挨拶を申し上げます。お願いいたします。

**【原みどり推進室長】** みどり推進室長の原でございます。第82回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

大阪府では、平成28年度より大阪府森林環境税を導入し、森林の防災対策を中心とした森林整備を進めております。このような中、かねてより国において議論されておりました新税について、平成30年度与党税制改正大綱に、森林整備を目的とした新財源として森林環境税及びそれを譲渡する森林環境譲与税、両方とも仮称でございますが、その創設

が明記され、平成31年度より、その制度の一部が立ち上がることとなりました。先日、林野庁において新税に係る都道府県への説明会がございましたので、府の森林環境税との関わりなども含めまして、後ほど、その内容を事務局よりご報告させていただきます。

さて、本日の会議でございますが、大阪地域森林計画の変更についてご審議をいただきますほか、林地開発許可の実績、放置森林対策行動計画の事業実績などについてご報告させていただきます。

委員の皆様方には、長時間にわたる会議となりますが、忌憚のないご意見、ご議論を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶にさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

【司会（石井主査）】 ありがとうございます。

次に、本日ご出席いただいている委員の皆様をご紹介します。

（委員紹介）

【司会（石井主査）】 以上でご紹介を終わらせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、議長につきましては、大阪府森林審議会規程第5条第1項の規定によりまして、増田会長に議長をお願いしたいと存じます。

増田会長、よろしくお願いたします。

【増田会長】 増田でございます。大変お忙しいところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。規約によって議長を務めさせていただきます。よろしくお願したいと思います。

先ほども、国の森林環境税の話、あるいは私自身が気になっているのは、去年、台風21号、22号でかなり甚大な被害を受けて、それに対する復興に対してのお見舞いを申し上げたいということと同時に、異常気象、今日も東京では早く帰ったほうがいいんじゃないかというぐらい降雪の予報が出ていますけれども、異常気象が常態化しつつあるという中で、森林の持つ機能あるいは林業の活性化というのを今後どう考えていったらいいのかという非常に重大な局面になっていようかと思っておりますので、忌憚のない意見交換ができたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

まず最初に、本日の議事録署名委員ですけれども、藤田委員と黒田委員のお二方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の議題ですけれども、議事が1題、報告案件が2件とその他案件とお聞

きしております。

まず、議題の議事（１）大阪地域森林計画の変更について、議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【栃原主査】 森づくり課森林整備グループの栃原と申します。よろしくお願いいたします。私のほうから、議事の（１）大阪地域森林計画の変更についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

最初に、お配りしておりますお手元の資料、A4の1枚物ですけれども、大阪府知事から大阪府森林審議会会長宛ての「森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について」とある諮問書のコピーをごらんください。

今回、森林法第5条第5項の規定に基づきまして地域森林計画を変更するに当たり、森林法第6条第3項の規定により、本審議会への意見を求めるものでございます。

続いて、資料に基づきましてご説明させていただきます。

お手元の資料1の1ページをごらんください。

地域森林計画は、農林水産大臣が策定します全国森林計画に即しまして、対象とする森林の区域、森林の有する機能別の整備の方向ですとか伐採、間伐、造林の整備目標などについて、都道府県知事が10年を1期としまして5年ごとに樹立するものです。そして、この計画を指針といたしまして、各市町村長が市町村森林整備計画を策定することになってございます。現在の大阪地域森林計画は、平成27年度から平成36年度末、平成37年3月31日までの計画となっております。

今回の地域森林計画の変更の内容でございますが、1ページの3に書いてございまして、林地開発完了に伴います森林区域面積の変更に関するものでして、全体で65ヘクタールの森林区域の減少となっております。

続きまして、2ページをごらんください。

変更前後の対照表及び森林区域減少の概要を表としてまとめさせていただいております。今回、茨木市及び高槻市の2市域におきまして、森林区域面積が合計4件の林地開発完了に伴い計65ヘクタール減少いたします。この4件の個別の減少区域につきましては、後ほど、参考資料をもとに説明させていただきます。

4ページ以降には、変更計画書の案というものをつけてございます。この計画変更に当たりましては、平成29年11月6日から平成29年12月5日までの30日間、計画案の公告・縦覧をいたしまして、その後、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局及び市町村

への協議を行いまして、異議のない旨、回答をいただいております。

それでは、個別の減少区域について、資料1（参考）とタイトルをつけております、添付資料に基づき説明させていただきます。

まず、表紙に大阪の北部の位置図がございます。4カ所ございまして、①が茨木市大字大門寺における住宅地の造成に係る森林区域の縮小になります。②が茨木市大字粟生岩阪ほかにおける国際文化公園都市、愛称「彩都」の中部地区の建設に伴う森林区域の縮小となっております。③が高槻市成合における道路の新築に伴う森林区域の縮小です。④が高槻市大字梶原における道路の新築に伴う森林区域の縮小となっております。

それでは、2ページ目をごらんください。こちらが茨木市大字大門寺における開発案件でございます。

こちらは住宅地等の造成を目的としたもので、自然との共生、環境との共生、地域の人々との共生をテーマにしたまちづくりに取り組むため、ゴルフ場の跡地を利用して住宅地の造成を行ったものです。

3ページに地図をつけておりますけれども、カラー版をお持ちの方はオレンジ色に着色した部分、こちらが今回、開発に伴い森林区域が減少する区域となっております。

4ページをごらんください。4ページには緑地等の配置図をつけております。

事業区域が青の線で囲っているところで、黒の線で囲っているところが減少の森林区域になってございます。造成エリアの中心に公園等が配置されるとともに、事業区域の外縁部に緑地ですとか公園等がまとまりのあるように配置されています。林地開発の完了に算しましては、大阪府のほうで、災害防止ですとか水害の防止、水の確保、環境の保全といった林地開発基準の4つの基準があるんですけれども、それぞれを満たす内容で適切に整備されたこと、今後も適切に管理される状況にあることを確認しております。

5ページには、完了確認をしたときの状況写真ということで、公園の整備の状況ですとか、調整池の整備状況といったものを写真としてつけさせていただいております。

以上を踏まえまして、本案件では、開発によって確保される緑地等が全て市に帰属され、周辺の森林と森林施業上の関連性がなく、市が維持管理することから、事業区域内の森林を全て森林区域から除外します。あわせまして、事業区域外で開発によって近接する森林と一体性がなくなりました0.11ヘクタールの森林も、森林区域から除外します。

4ページの緑地等配置図をごらんいただきますと、カラーの資料をお持ちの方はわかりやすいかと思っておりますけれども、図の右上、北東部に位置するところで青線で示した事業区域

の外に、減少森林区域の黒線がある区域が1カ所ございます。この部分について、今回、あわせて森林区域から除外すると判断しております。全体といたしましては、この案件で2.01ヘクタールの減少となっております。

ちょっと資料が前後しますが、2ページをごらんいただきますと、この2.01ヘクタールといいますのは、その表の中の開発行為の面積のうち、しようとする森林面積1.90ヘクタールと、森林面積の用途別内訳の参考のところ、事業区域外の除外森林といたしまして0.11ヘクタールと記載しておりますけれども、その2つを合計した2.01ヘクタールを区域から除外するというものでございます。こちらが茨木市大字大門寺における住宅地造成に係る案件でございます。

続きまして、茨木市大字の粟生岩阪ほかに係ります開発案件、彩都中部地区に係る案件でございます。

6ページをごらんください。

こちらは、国際的な自然文化・学術研究の新しい交流拠点の整備とあわせて、ライフサイエンス分野等の企業の集積を目指して造成しました事業所敷地の造成でございます。

彩都の全体計画といたしましては、西部・中部・東部地区の3区に区分されまして、全体3地区の事業区域面積が743ヘクタールあるんですけれども、本件はそのうちの中部地区に当たります。

なお、西部地区、こちらは箕面市、茨木市にまたがるニュータウンの造成でしたけれども、こちらの事業面積313ヘクタールにつきましては既に完了済みで、残るは東部地区367ヘクタールとなっております。

今回森林区域から除外されるのは、7ページに地図をつけておりますけれども、こちらのオレンジ色で着色された部分が森林区域からの除外区域となっております。

先ほどと同様、8ページには緑地等の配置図をつけてございます。事業区域の南側、東側、西側の外縁部に、緑地ですとか公園等がまとまりのあるよう配置されてございます。

完了に際しましては、先ほどと同じように、林地開発基準を満たす内容で適切に整備されていること、今後も適切に管理される状況にあることを確認しております。

9ページには、完了確認時の状況写真ということで、こちらも公園ですとか調整池の状況を写真として上げております。

以上を踏まえまして、本案件におきましては、事業区域全てが市街化区域に編入されており、緑地等が市街化区域内の緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て

森林区域から除外します。あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性がなくなった0.24ヘクタールの森林も、あわせて森林区域から除外いたします。

その部分につきましては、8ページの緑地等配置図をごらんいただきますと、今度は図の左上の部分、北西部に青線で示した事業区域の外に減少森林区域の黒線がある箇所が1カ所ございます。こちらの部分をあわせて森林区域から除外すると判断しております。全体といたしましては、この案件で59.35ヘクタールの減少となります。

以上が彩都中部地区における開発案件の状況でございます。

続きまして、3つ目、10ページになるんですけども、高槻市成合での道路の新築等における森林区域の減少の案件でございます。

こちらにつきましては、新名神の高速道路建設工事に伴いまして、新名神高槻インターチェンジへの取付道路といたしまして、新規道路整備と主要地方道伏見柳谷高槻線の道路拡幅工事を行う事業になってございます。

こちらも11ページに図面をつけておりますが、オレンジ色で着色された部分を森林区域から除外するものです。

12ページには、同じく緑地等配置図をつけております。道路法面につきましては、種子吹付等により緑化を図っております。

完了に際しましては、林地開発基準を満たす内容で適正に整備されていること、今後も適切に管理される状況であることを確認しております。

13ページには法面緑化、種子吹付をした直後なのでまだ芽吹いてはいませんが、その状況の写真ですとか、あとは植栽している状況の写真をつけさせていただいております。

以上を踏まえまして、本案件では、事業区域全てを府が道路用地として維持管理することから、事業区域内の森林を全て森林区域から除外いたします。除外面積といたしましては3.16ヘクタールとなっております。

続いて、4件目です。高槻市大字梶原における道路の新築に伴う森林区域の減少です。

14ページ以降でご説明させていただきます。

こちらも先ほどと同じく新名神高速道路建設に伴うものでして、アクセス道路である高槻東道路の建設を行う事業でございます。

15ページに図面をつけておりますが、同じくオレンジ色に着色した部分が今回森林区域から除外する部分になってございます。

同じく16ページには緑地等配置図をつけておりまして、道路法面につきましては、厚層基材吹付により緑化を図っています。

こちらもちょうど完了に際しましては、林地開発基準を満たす内容で適切に整備されていること、今後も適切に管理される状況にあることを確認しております。

17ページには、そのときの写真、法面緑化の状況ですとか、排水施設が適切に整備されている、ということを確認しております。

以上を踏まえまして、本案件では、事業区域全てを府が道路用地として維持管理することから、事業区域内の森林を全て森林区域から除外いたします。あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性のなくなった0.13ヘクタールの森林につきましても森林区域から除外いたします。全体といたしましては、この案件で0.97ヘクタールの減少となっております。

これら開発案件4件の合わせました合計65ヘクタールの森林区域面積の減少が、今回の地域森林計画の変更内容でございます。

本日、この審議会におきまして変更案が了承されましたら、この後、農林水産大臣に協議いたしまして、計画変更の決定を行い、年度内に公表することとしております。

以上で、地域森林計画の変更についての説明を終わらせていただきます。

**【増田会長】** どうもありがとうございました。

議題（1）地域森林計画の変更についてご説明いただきましたけれども、今のご説明の中で、ご質問あるいはご意見ございましたら、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

**【三好委員】** ちょっとだけよろしいですか。用地として道路になったり宅地になったりということであれば除外するというのは非常にわかりやすいんですけども、そこで除外するに当たって、「周辺の森林と森林施業上の関連性がなく」という表現がありますね。これは森林施業というのを狭い意味で捉えれば確かにそのとおりなんだろうけれども、森林と、緑地というのかどうかわかりませんが、そういったものの一体性みたいなものはどの時点で担保されているものなのかなど。連続性なり何なりというのをちょっと疑問に思ったんですけど。

**【増田会長】** いかがでしょうか。単なる説明の中で出てきた話なのか、変更理由書の中にまず出てくる、ほんとうに正式に出てくるのかどうか。もしも正式に出てくるのだったら、その定議みたいなものをどうするのかと。

【栃原主査】 森林法第5条に基づく地域森林計画ですが、そこにおきましては、その自然的・経済的・社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用動向から見て、森林として利用することが相当でない認められる民有林を除くというふうにされています。相当でないものの事例といたしまして、林野庁長官通知の「森林計画の運用について」に書かれているのですが、開発により近接する森林と森林計画上の関連を有しなくなった小規模な森林というのは0.3ヘクタール以下と定められておりまして、そういったものは地域森林計画の対象に含めないというふうに明記されてございます。

【増田会長】 よろしいでしょうか、三好委員。

【三好委員】 はい、ありがとうございます。

【増田会長】 ほか、いかがでしょうか。

私のほうで1点だけちょっと気になるんですけど、都市再生機構の事業に関して彩都は西部、中部、東部というのが当初でしたけれども、東部が一時期、区画整理事業で解除されましたよね。その後、全域ではないですけど、東部の中の一部の区域が当初の区画整理じゃない区画整理事業として動いている。だから、この開発の概要の書き方では、これでは東部だけ区画整理事業から一度除外されたというのが見えないので、もうちょっと正確に書いたほうがいいのではないかなと思うんですけどね。

当初は西部、中部、東部でしたけれども、都市再生機構の事業としては、東部が開発の見込みがなくなって、区画整理事業区域からは一度除外しているんです。その全域をまた再度区画整理事業をしているのではなくて、その中の一部区域だけ別途の区画整理事業が運用されていますので、正確に書いたほうがオール大阪としては良いと思うんですけど。

【池口森づくり課長】 わかりました。調べまして、開発の概要にかかる記載内容を修正させていただきます。

【増田会長】 そうですね。ちょっと正確に書いたほうがいいかもしれません。

【池口森づくり課長】 わかりました。

【増田会長】 ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

そしたら、議事ですけれども、大阪地域森林計画の変更につきまして、少し記載事項の精査がございましたけれども、内容をお認めいただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。

議題に関しましては、本日は、この地域森林計画の変更に関してだけでございます。あ

と、その次に報告案件として2つございまして、1つは、林地開発許可の実績報告について、まずご説明いただいた後、2番目として、放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証についてという報告をお願いしたいと思います。

まずは、林地開発許可の実績について、よろしくお願ひしたいと思います。

【藤井技師】 報告の1、林地開発許可の実績について、私、森づくり課保全指導グループの藤井から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料2-1は、昨年度の審議会開催日（平成28年12月2日）から、今年1月21日までの期間における森林区域5ヘクタール未満の林地開発許可の実績になります。5ヘクタール以上の森林審議会での諮問の必要のあるものはなく、新規の許可はありません。

変更許可については、住宅地の造成は1件、行為期間の延長、事務所・事業所の造成は2件、うち1件は工期の延長、1件は調節地の設計の変更があり、これにより、係る森林面積が約0.3ヘクタール減少しています。

土石の採取は3件、うち1件は工期の延長、2件は採取計画の変更による区域の拡大があり、これらにより、係る森林面積は約1.9ヘクタール増加しております。

道路の造成が箕面市で1件あり、こちらは新名神高速道路の工事に伴うもので、係る森林面積は約0.6ヘクタール増加しております。

以上、合計7件、係る森林面積の増加は約2.5ヘクタールになります。

5ヘクタール未満の許可の実績報告は以上です。

次に、近年の開発傾向につきまして、資料2-2をごらんください。

過去5年間のグラフは、新規の許可及び協議、変更により新たに開発される森林面積の増加分を開発行為の目的別に示しております。

ここで、協議とは、森林法第10条の2第1項第1号及び第3号により、許可が不要とされる国・地方公共団体が行う事業等について連絡調整したものを言います。

平成26年度及び平成27年度の協議の面積が突出しておりますが、こちらは茨木市域で行われております安威川ダム本体工事及びその関連工事のほか、彩都東部地区における土地区画整理事業によるものです。

許可に関しましては、平成28年度の事務所・事業所の造成の面積が突出しておりますが、こちらは昨年度ご審議いただいた太陽光発電施設の造成によるものになります。

なお、太陽光発電施設用地の造成については事業所の造成に該当しますが、平成25年度に4件、約9ヘクタール、26年度に3件、約4ヘクタール、28年度に1件、約16

ヘクタールの許可実績があり、今年度の許可実績はございません。

資料2の林地開発等の許可実績報告については以上になります。

【増田会長】 よろしいでしょうか。この2件ですね。ありがとうございます。

ただいま、林地開発許可の実績報告についてご報告をいただきましたけれども、ご意見もしくはご質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。

1点だけちょっとお聞きしたいんですけど、平米単位まで記載するものでしたか。ヘクタールの下4桁まで出ているということは、平米単位までですよ。いつも平米単位まで記載していましたか。

【藤井技師】 許可申請される際に、小数点以下第4位までヘクタールで示すということになっております。

【増田会長】 だから平米単位までですね。はい、結構です。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告案件の2番目、放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について、ご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

【重光森林整備補佐】 森づくり課森林整備グループ補佐の重光でございます。座って説明させていただきます。

資料3をごらんください。

こちらのほう、放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証についてということで、放置森林対策行動計画は大阪府が平成19年度に策定いたしまして、平成28年度までの10カ年計画を持っております。平成19年度から平成24年度までの6年間を前期、平成25年度から平成28年度までの4年間を後期として取り組みを実施しておりまして、毎年、計画に基づく進捗状況等を本審議会においてご報告し、皆様のご意見をいただいております。本日は、平成28年度の進捗状況及び平成28年度が本計画の最終年度となりますので、10年間の計画の取り組み結果についてご報告いたしたいと思っております。

資料の数値目標設定取組では、4つの数値目標を設定いたしております。その取り組みについてグラフで示させていただいております。

同じく、次のページでございます資料で、主な具体的取り組みは、目標を達成するための具体的な取り組み及び実績を掲げております。

それでは、一番上左側、人工林間伐実施面積について、まず、28年度実績からご報告させていただきたいと思っております。

こちら、グラフにございますとおり、平成28年度実施した間伐面積は402ヘクタール。その内訳といたしまして、補助事業が296ヘクタール。その補助事業につきましても、造林補助事業が185ヘクタール、その他補助事業といたしまして111ヘクタールの合わせて296ヘクタール。それと府発注事業といたしまして90ヘクタール、これは治山事業が59ヘクタール、造林系の森林整備事業、府営林整備事業とか府民参加の森整備事業とかいったものですが、それが13ヘクタール、それと流木対策、これは環境税、平成28年度から府独自課税で導入いたしました森林環境税をもちまして、その中で危険溪流対策としまして、そちらのほうの間伐で18ヘクタール実施しております。その他市町村の単独事業といたしまして16ヘクタールの、合わせて402ヘクタールでございます。

続きまして、10年間の取り組み状況は、目標値を1万100ヘクタール設定しておりましたが、28年度、10カ年の累計といたしまして7,246ヘクタールで、達成率は約72%となっております。

こちらのほうですけれども、10年間実施してきた結果の検証ということになるんですけれども、当初の目標設定に当たりましては、国が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に基づく約束を履行するため、平成20年から平成24年度までの第1約束期間において、我が国における3.8%、炭素トンでしますと1,300万炭素トンに相当する吸収量の確保に寄与するよう、平成19年度から平成24年度までの6年間で全国で年平均55万ヘクタールの間伐を実施目標とし、切り捨て間伐を主体とした森林整備加速化基金事業や新たな補助事業を平成19年度から順次創設し、集中的に間伐の実施を促進してまいりました。

このため、本府におきましても国から示された数字をこなすため、平成19年度から24年度の6カ年の私有林における間伐面積計6,100ヘクタールを目標といたしまして、間伐等の実施に取り組んでまいりました。6カ年間に実施した間伐の面積計は、こちらグラフの19年度からの6カ年になります。こちらの合計が平成24年の上の折れ線グラフに書いています5,655ヘクタールでございます。

これは、目標面積6,100ヘクタールよりも下回りましたが、こちらは二酸化炭素吸収に対する分につきまして、全国計で国が目標とする数値は達成できたということで、本府といたしましても、放置森林対策行動計画の目的であった京都議定書の二酸化炭素吸収源対策には十分貢献できたというふうに考えております。

それから、平成21年度に国が策定いたしました森林・林業再生プランにおきまして、10年後の木材供給率を50%以上にすることを掲げておりまして、平成23年7月に森林計画制度を見直し、森林・林業再生プランを法制面から具現化を図ったため、こちらのグラフ、平成24年度から間伐面積が下がっておりますが、こちらは国のほうが24年度から間伐に対する方針を、今までの切り捨て間伐から木材利用を進めるための搬出間伐へと国の政策が大きく変更されました。そのため、本府におきましても、国の事業費が増えない中、間伐材の搬出費、搬出のための基盤整備に事業費が使用されることとなりまして、実際、間伐面積が減少することとなったということでございます。

しかし、減少しましたが、放置森林対策行動計画の目的の1つでございます、過去10年以上間伐がなされておらず放置されている4,600ヘクタールのスギ・ヒノキ人工林につきましては、平成24年度までの国の基金及び補助事業による間伐実施、また、平成24年度から森林経営計画の策定を促進いたしまして重点的に間伐を実施したことにより、4,600ヘクタールの放置森林は解消されました。

さらに、府として、特に著しく間伐がおくれている区域を森林の有する機能を再生する必要がある地域とした森林機能再生重点地域並びに防災上必要と考えておりました公的機能の向上を図るべき森林につきましては、治山事業を導入することにより、目的といたしました間伐は完了していると考えております。

府といたしましては、全体の目標値は下回ったものの、行うべき間伐は全て実施しておると考えておりまして、以上のことから、10年間実施した人工林間伐実施面積につきましては、本府としましては妥当な数字と考えております。

今後も、森林経営計画を策定いたしまして施業の集約を図ることで、路網整備や搬出間伐を促進させ、あわせて、防災など公益的機能の高度発揮が特に求められる森林につきましては、保安林指定を行い、治山事業による間伐を行うということを進めてまいりたいと思います。

続きまして、右横の竹林整備面積についてでございます。

平成28年度実績から申し上げます。平成28年度に実施した竹林面積につきましては89ヘクタール。その内訳としまして、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業におきまして実施された面積が87ヘクタール、それと倒木対策事業、これは環境税事業になるんですけれども、環境税で府県間を結ぶ主要道路につきましては、ナラ枯れとか竹林の倒木のおそれがあるところに対して事業を導入いたしまして、その竹林の伐採面積が2

ヘクタールということで、合わせまして89ヘクタールの竹林整備を実施いたしました。

10年間の取り組み状況といたしましては、目標値270ヘクタールに対しまして586ヘクタールで、達成率は約217%となります。10年間事業を実施して、この結果検証をいたしますと、当初設定されておりました目標値は、放置森林対策行動計画策定以前のいろいろ竹林伐採の実績、並びに、こちら平成20年から23年度に実施された緊急雇用対策事業での竹林が実施可能であったことを踏まえまして、目標値を設定いたしております。

実績が2倍以上になった要因といたしましては、アドプトフォレスト制度による参加する企業が計画当初10社だったものが、平成28年度には60社にもなり、それら企業による森づくり活動及び平成25年度より国が創設をいたしました森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業により、里山保全を目的としたNPOや森林ボランティア団体等による国の補助金を活用した竹林整備が活発に行われたため、より竹林整備が進んだものと考えております。

以上のことにより、10年間実施した竹林整備面積については、本府におきましては妥当と考えております。

今後も引き続き、国の補助金制度や府のアドプトフォレスト制度を活用し、地域のボランティア団体や企業の参加による竹林の整備を促進してまいりたいと思っております。

**【内本森林支援補佐】** 森づくり課森林支援グループの内本でございます。

引き続き、グラフの下にございます森林ボランティア参加者数と木材利用量の推移についてご説明をさせていただきます。座ってご説明させていただきます。

まず、資料の左端にございます森林ボランティア参加者数についてでございます。

最終年度となります平成28年度の実績でございますが、目標値でございます年間1万5,000人を上回る1万5,498人の参加を得て、目標値としております数字を達成することができました。

この参加者の内訳でございますけれども、森林ボランティア団体の会員数、それから、大阪府が11月に制定しております山に親しむ推進月間に実施された森づくり活動の参加者数、それから、先ほどご説明させていただきましたけれども、アドプトフォレスト制度、いわゆる企業の森づくり活動の参加者数、それ以外に、市町村等による森づくり活動の参加者数の合計ということになっております。

森林ボランティア団体の会員数につきましては、大きな変動をすることなく、一定の数

値を確保しつつ推移しておりまして、山に親しむ推進月間につきましては、10月、11月、約100近いイベントを実施しておりまして、多くの府民の方に体験という形ではございますけれども森林作業に参加していただいたこと、それから、アドプトフォレスト制度による活動企業が増加したことが、今回の目標値をクリアすることにつながったのではないかと分析しております。

今後は、引き続き森林ボランティア団体等の協力を得ながら、府民の方に対して森林ボランティア活動への参加を啓発するとともに、継続的な地域主体の活動へ発展するよう関係機関との調整や技術的支援を行い、山に親しむ推進月間の取り組み、アドプトフォレスト制度の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、右の下でございます。木材利用量の推移についてご説明をさせていただきます。

木材利用量につきましては、住宅建材等として1万立米、それからバイオマス利用として4,000立米、計1万4,000立米の目標値を設定しておりました。最終年度でございます平成28年度の実績といたしましては、グラフにお示しさせていただいておりますとおり、住宅建材等として1万30立米、バイオマス利用として518立米、計1万548立米となり、おおむね目標値の達成という状況と考えております。

放置森林対策行動計画を策定した平成19年度でございますけれども、このとき、木材利用の実績は約1,500立米程度でございまして、この10年間で約8倍に増加ということの結果になっております。これは、国の間伐実施に対する方針が、以前は伐採した木をそのまま林内に放置するいわゆる切り捨て間伐という形のものから、伐採した木については搬出し、積極的に利用するという搬出間伐に変更になったことが大きな要因の1つではないかと考えております。あわせて府としましても、子育て施設の内装木質化の支援、それから、残存型枠などをはじめとする公共工事における資材利用など、府内産材の利用促進を図る施策を展開してきた結果、住宅建材等については目標値を達成することができたと分析しております。

一方、バイオマス利用につきましてでございます。バイオマス利用につきましては、固定価格買取制度、いわゆるFIT制度の創設など、全国的にバイオマスを取り巻く環境というのが大きく動いております。買取価格が上がってきているのは事実ですけれども、依然、搬出コストとの関係から安定的に供給できる体制が構築されておらず、供給が伸び悩んでいるという状況でございます。

今後は、住宅建材等については、森林経営計画に基づく施業の集約化と路網整備、あわせまして、平成28年度から大阪府で取り組んでおります森林環境税の財源を活用した作業道の改良及び土場整備などの基盤整備を通して、木材の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

一方、バイオマス利用につきましても、同じく森林環境税の財源を活用しまして、地域で活動する里山保全活動団体等が継続的、安定的に木質バイオマスを搬出する仕組みづくりというものに取り組んでおりますので、これを通じて、バイオマス利用の供給体制について積極的に取り組んでいきたいと考えております。

報告は以上でございます。

【増田会長】       ありがとうございます。

ただいま、放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証についてご報告をいただきましたけれども、何かお気づきの点もしくはご意見等ございましたら、いかがでしょうか。

【黒田委員】       1点、目標値に関してお伺いしたいんですけれども、人工林の場合は5年目くらいで方針が変わったということなので、本来、ここで目標設定の数値が変わるべきではないのかなというのが1つあります。それになると多分説明しづらい、なぜというのはちょっとわかりづらいというのと、それから、そういう意味では、竹林面積とかほかの部分も、この10年間で竹林というのはかえってかなり広がっているのではないかと。そういう意味でも、真ん中で例えば5年目で見直したら、これが200%も行くのだろうかとか、この辺の数字だけで、わかりづらいところがあるように思います。

【増田会長】       一個一個答えていただくのと違って、多分、何個か皆さん気になるでしょうから。

次、栗本委員、どうぞ。

【栗本委員】       今、間伐は目標がおおむね達成できたというふうにおっしゃられたんですが、現場を見ている者としては、まだまだじゃないのかなというのが実感ですし、冒頭、会長がご挨拶の中でも言っておられましたように、これから防災機能も高めなきゃいけないといったようなときに、ほんとうに達成しているというふうには実感を持っておられるかどうかというあたりも大変気になるところです。

【増田会長】       ほか、いかがでしょう。中村委員、どうぞ。

【中村委員】       今、栗本先生がおっしゃったのと一緒に、木材の利用が8倍になったとってすごく強調されてましたね。現実問題としてはほとんど変わっていないというか、

今の栗本先生がおっしゃるとおりで、ベースが低過ぎたのが大きくなっただけの話なので、もう少しそういう意識を強めていただきたいなど。保育施設とかで一園一室が随分伸びていますけども、伸びているといってもほんとささやかな状態なんですね。府としてももうちょっと力を入れてもらいたいなというふうに私は常々考えています。

この間、林野庁の長官ともお話ししたんですけども、今までは一生懸命お金をつけて木を育てるといところへ全力を投入してこられましたけど、今、育ってきた木をどうして使うんだと。切って使うといところへ来ているんですけど、まだその意識が薄いなど私は日ごろ思っていますので、よろしくをお願いします。

【増田会長】 ほか、いかがでしょう。

藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 切り捨て間伐から搬出間伐に政策が変わったといところ、搬出するためには林道整備も必要かなとは思いますが、そういったことがこの10年間、また5年間、搬出間伐をするとい政策が変わったころから、林道の整備状況についてどういふうに変ったのかといところをお願いします。

【増田会長】 今のご質問の点に関して、この10年間で林道整備みたいなものは路網整備がどれい進んだのか。それについては、質問ですのでお答えいただけますか。出ますか。すぐには出ませんか。どうでしょう。

【重光森林整備補佐】 大阪府のほうは、林道といものはほとんど開設がございません。こちらのほう、先ほどの資料3のほうの2枚目を見ていただきますと、主な具体的取り組みといところがございまして、ここで、路網整備や高性能林業機械導入による間伐材搬出促進といことで、作業路開設といことで、この数値が毎年毎年改正されておりますので、大阪府といたしましては、そういう地形的に急峻なところが多いので、林道となりますと、やはり山を崩してしまう可能性がございまして。そういうところで、1回、基幹林道をつくった中で、作業道で中に入っていくとい手法をとっております。

今回、28年度に作業道につきまして、普通そのままおいていますと作業道が崩れやすくなってしまふところも当然ございまして、作業道の舗装を環境税のメニューとして府としては取り組んでおります。ただ、それだけでございませんでして、土場とかも設置することによって、より木材の搬出のしやすさといものを視野に置いて、環境税でそういうのを進めております。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

ちょっと、トータルとしてですけど、私のほうから、この10年間の検証というのをどう扱われるのかと。きょう、単なる議事録として残されるのか。この10年間の検証というのを一つはどう扱われるのかというのと、もう1点、この10年間終わった後の後継事業をどう考えられているのかと。それによって大分扱い方が違うと思うんですね。

会長としては、やはり10年間の検証ですから、どういうふうな形でこの行動計画の検証というのを府民に対して広報されるのかと。

あるいは、よく後継事業をやるときに、前事業の評価というのをきっちり後継事業の中で評価して、要するに次の事業に入っていくと、こういう手順になろうかと思うんですね。平成19年の時点よりも、この10年間で、その辺のKPIを決め目標値を決めて、その達成状況をきっかりと評価して、PDCAサイクルを回して行政をやっていくというのは大きくこの10年間で変わっておりますので、今言ったようなことをどのように扱うのかと。

**【池口森づくり課長】** 森づくり課長の池口です。

放置森林対策行動計画のほうですけども、計画期間が29年3月までということで、既に計画期間は終わっております。私ども大阪府としましては、その検証を少しお話しさせてもらったんですけども、最後の年に、平成28年4月から大阪府の森林環境税という事業を導入しております。これにつきましては緊急的、集中的に防災・減災対策と、どうしても急いで措置しないと災害の可能性が高いというところについて、森林環境税による事業を導入しております。

ですので、放置森林対策の行動計画、最終の総括をしないままに森林環境税事業が始まっているという状況ですけども、この放置森林対策行動計画、先ほどから説明していただきますように、目標数値等は、温暖化対策、京都議定書の間伐等の森林吸収源対策の割り当てを何とかクリアするという事で数値を設定させてもらったもので、おおむねその目標は達成できたと言っているのは、あくまでも、国が大阪府に対してこれだけやってくれ、ということに対して、ある程度できたということであって、ご意見いただきましたように、実際、大阪府域の森林は、間伐がそんなにおくれているところはある限りない、という状況には決してなっておりません。その辺も踏まえて、また全国的に間伐が進んでいないというのがありますので、また後ほど説明させていただきますけれども、国のほうが森林環境税を平成36年度から導入する、31年度からは譲与税というものが入ってくるわけですけども、そういうことで、トータルで間伐を進めていかなければならないということ

です。

私どもの放置森林対策行動計画、今後どうするのかと、十分できたからこれで終わりかということじゃなくて、今言いましたように、あくまでも温暖化対策の目標数値に対してどうだという総括をしたのであって、府域の森林というものを今後どうしていくべきかという課題は残されております。

前回の審議会、昨年の審議会でも、大阪府の放置森林計画というのは主に針葉樹人工林だけを対象にしていると。それは先ほど言いましたように、国の温暖化対策、吸収源対策に大分引っ張られたわけですが、ここで、この放置森林対策行動計画の総括を踏まえて、そこでの課題等をさらに後継計画という形でまとめて、後継計画をつくっていかうというふうに考えております。この計画は針葉樹人工林だけを対象にということではなく、広葉樹林、府域の森林全体を将来どうやっていくのかということ踏まえた計画をつくっていきたいと思っています。

これにつきまして、既に委員の先生方を個別に回らせてもらって、ご意見等を聞かせてもらっているところもあるんですけども、放置森林行動計画は29年3月に終了しましたので、今すぐにその計画、後継計画をつくるべきなんですけども、先ほど申しましたように、既に大阪府の環境税事業とかが始まっているということと、今回、その諮問が間に合わなかったのは、国の森林環境税事業がどうなるかまだ内容がよく見えていないという中で拙速な諮問をさせていただくということにも、私どものほうもそういう周辺の状況を踏まえて、よく見きわめた上で諮問させていただこうということ、ちょっと期間をあけて申しわけないんですけども、そういうことで、きょうの放置森林行動計画、決してこれで大阪府の森林は十分やってきたんだというわけではなく、ここに出てきた課題というのを次期の、これにつきましては広葉樹も含めた計画ということで考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【黒田委員】 今の説明を伺いますと、考えていらっしゃることは理解できたんですけども、今日いただいたグラフでは全然それがわからないんですね。これ、報告となっていますので、やっぱり10年前のいきさつと、それから途中の方針変更と、目標を限定せざるを得なかった事情とかという前段の説明がないと、私たちもほんとうに聞きながらクエスチョンマークばかりだったわけです。やはりグラフだけという報告はないんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、今おっしゃっていただいたことがある程

度説明があると、半分ぐらいわかります。

もう1つは、10年前、私たちは委員でなかったわけですから、大阪府の人工林面積がこれぐらいあって、この目標というのは何パーセントだとか、それでもまだ手がつけられないのはどれぐらいだという、バッググラウンドの数字は欲しいと思います。おそらくこれは、例えばホームページとか府民対象の広報をされますよね。そのときには、もっと初心者向けのスタート地点からの説明が要ると思うんですね。そこのところは、やっぱり今後も短時間に理解できるようなストーリー説明をお願いできないかというふうに思います。

ほかにもありますが、とりあえずこういうところです。

**【増田会長】** ありがとうございます。言っていただきたかったことを全部言っていたんですけれども、まさに、今日の議事録という形ではなくて、やはりこの進捗状況及び検証については、ある一定の取りまとめを、最終案じゃなくても、中間取りまとめでもいいですから、最終の取りまとめをちゃんとしたほうがいいと思うんですね。きょう、口頭でご説明いただいたことが、箇条書きにしろ、キーワードが全部入った文言集をつくっておかないといけないと思うんです。

そうでないと、これだけで、ここで審議じゃないですけれども、進捗管理をしている森林審議会ではほんとうに議論したのかと言われると、このグラフだけが公開されても府民に意図が全く通じないので、今日の議事録をベースにしたような検証結果案みたいなものを早急に取りまとめていただいて、少し会長と議論させていただいて、ある一定取りまとめ段階で委員の皆さん方にご確認いただいたり意見をいただくという、こんな対応をしたと思うんですけれども、いかがでしょうかね。

**【原みどり推進室長】** 申しわけございません。ちょっと言いわけになるんですけれども、これについての新計画というのを去年の審議会でもご相談をかけて始めようとしております。いろいろな諸条件がある中で、そのタイミングを少しずらしておりますので、新計画に入りますときに、これをきっちりとした形の整理ももう少しつけた形で、それからもう1つ上がっていくことになるかと思っておりますので、今後、新計画についてのまたご相談をさせていただくときに、後ほど課長のほうからもあるかと思うんですけれども、その辺のご議論をいただく種として、この整理をきっちり、中間的なものになるかもしれませんけれども、まとめたものを用意させていただいて、ご相談をかけていきたいなと思っております。

**【増田会長】** そうすると、年度をまた越えるわけですよ。28年度末に置いていて、29年は一切触れずに、30年度で後継事業の議論をするときに28年度までの検証結果

を検証するということになるという、丸々1年あくんですね。

だから極端なことを言ったら、皆さん方のお考えも聞かないといけないと思いますけど、座長としては、やっぱり1年間あけるのではなくて、今日ご議論いただいた内容を検証の中間取りまとめという形で、きっちりと年度内に取りまとめるべきだと思うんですけどね。皆さん方、いかがでしょうかね。

【黒田委員】　ちょっと先ほどもそういうところも言いたかったんですけど。というのは、これ、今、検討をするということは、今、問題点が実はほんとうは出ていないと困るんですね。全て妥当であるというふうに結論を出されたんですけど、全部妥当なわけがないのは皆さんご存じだと思う。妥当でないところを今の段階でピックアップして、こういう課題があったので新計画では盛り込みましたというストーリーにしないと、これでは府民の方も何だろうというふうに思われると思います。

【原みどり推進室長】　言いわけになるんですけども、1年ほっておく予定という思いではございませんで、これから春にかけてその辺の取りまとめをということで、3月末というのはちょっと作業的にもきついところがありますので、5月から6月にかけてまでその辺を取りまとめて、次の橋渡しをしていきたいなと考えておるところでございます。

【増田会長】　そうではなくて、やっぱり年度内に旧計画のまず検証はしておいたほうがいいですよ。問題点と課題の洗い出しをしておいて、新計画は基本的には一部でしょう。人工林のところだけですから、新計画は5万4,000ヘクタール全部を扱うような新計画をお考えだったら、もっと大きな全体像を議論するわけですよ。だから、それを待たずに、やはり一度、今日、口頭でご報告いただいた内容を全て妥当と言わずに意見交換をして、このあたりについては、ひょっとしたら間伐実施面積については大阪府の中で全体の人工林はどうなっていて、この1万100ヘクタールを決めたときの経緯は何で、途中で切り捨て間伐から搬出間伐に変わった状況のときに本来なら目標値を見直すべきだったけど、見直さずに来たということもちゃんと踏まえておかないといけないと。

その結果、大阪府域にある人工林の中の要するに間伐状況というのは現状でどういう状況という認識をすべきなのかと。大体終わったという認識なのか、やはりまだまだ残っていますという認識なのか。竹林も極端なことを言うと、19年に設定したときの状況から大きく竹林拡大が発生していると。そういうふうな中での話だとか、その辺、今日やりとりしたことがすなわち、あるいは木材の利用量もそうで、府としては従来まで比べたらす

ごいけれども、本当の意味での木材流通という視点から見たときにまだ課題が残されているとか、きょう出た意見をちゃんと踏まえて一度取りまとめて、年度内に取りまとめているだけという皆さんのご意向だと思うんです。

【黒田委員】 少なくとも、きょう、そこが出てこないと、私たちは検討できないはずなんです。本来出てきてほしい問題提起、問題の抽出というのが全くなかったのも、そこまではやってくださいということです。

【増田会長】 どうでしょうかね。ちょっとお手数をかけますけど、次の後継計画の部分であってもいいんですよ。全部を見渡すのはその体制が整った段階でスタートしたらいいわけで、とりあえず、この10年間やってきた放置森林対策の10年計画についての一定の検証はしておきたいと。

【原みどり推進室長】 検証につきましては我々も必要なものと、その辺の整理したものが必要なことは十分認識しておりますので、その辺のスケジュール感もあわせて、また会長のほうにご相談に上がらせていただいて、この会のほうでは年度内の取りまとめというご意見をいただいたということで……。

【増田会長】 ある一定の取りまとめをしておきたいということで、申しわけないですけど、よろしいでしょうか。

【原みどり推進室長】 いえ、こちらこそ、中途半端なことで申しわけございませんでした。

【増田会長】 そうしましたら、少し座長に預らせていただくという形で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、議題、報告案件は終わりましたけども、その他がございますので、その他についてご説明いただければと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【赤井森づくり課参事】 森づくり課の赤井でございます。

それでは、お手元の資料4をごらんください。

私のほうから、ここ数カ月で動きのありました国の森林環境税（仮称）について、情報提供というような内容になろうかと思ひますけども、ご説明をさせていただきます。

表紙を1枚めくっていただきまして、1ページでございます。

こちらは、昨年12月に国のほうから示されております平成30年度の税制改正大綱の抜粋でございます。ちょっと文字が多いので、アンダーラインを引いているところを中心にご説明させていただきます。

税制改正大綱の森林吸収源対策に係る地方財源の確保という項目でございますけども、まず、課題認識の部分です。中段でございますけども、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下、所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題という認識でございます。

それを解決していくということで、下段ですけども、「このため」以降ですね。自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村みずからが管理を行う新たな制度の創設が平成31年4月からとされてございます。そういった制度を適正運用していくという目的の中で、最後の3行ですけども、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設とされてございます。

次、2ページをごらんください。

ここからは内容に入りますけども、まず、森林環境税は国税とすると。徴収については、市町村が個人住民税均等割と合わせて賦課徴収を行うとされてございます。森林環境税は地方の固有財源とし、その全額を市町村及び都道府県に対して森林環境譲与税（仮称）として譲与するとされております。この森林環境譲与税につきましては、法律上で使途を定めまして、具体には、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てると。それとあわせまして、都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとされてございます。

この森林環境税の徴収につきましては、消費税率の引き上げ等に配慮いたしまして、平成36年度からの課税とされてございます。金額につきましては、お一人、年額1,000円です。一方、譲与税につきましては、先ほどございました新たな森林管理制度の施行が平成31年度という設定をされておりますので、譲与のほうは平成31年度から始まるとされております。税の徴収は36年から、譲与のほうは31年度というずれがございまして、36年度からの課税までの間の譲与財源につきましては、暫定的に特別会計における借り入れにより対応するとされてございます。

続きまして、3ページでございます。こちらは再掲みたいな形ですけども、少し具体的な中身についてまとめられているものでございます。

さきにご説明いたしましたところは省かせていただきまして、この3ページの下段ですけども、森林環境譲与税の譲与基準ですね。こういった形で配分されていくかという部分でございます。

1つは、一番下の行ですけれども、森林環境譲与税の10分の9に相当する額は、次、4ページでございますけれども、市町村に対し譲与すると。その90%の配分の内訳ですけれども、10分の5を各市町村の私有林人工林面積、10分の2は林業就業者数、10分の3を人口で按分して譲与するとされました。ということですので、まず、総額100のうち、90%が全国の市町村に配分されて、その各市町村に按分するときの要素としては、人工林面積、それから林業就業者数、それと人口と、そういう3つの要素で計算がされて譲与されていくという内容でございます。

あと、総額の10分の1、残りの10分の1につきましては、都道府県に対しての譲与となります。その配分の基準につきましては、市町村と同様の基準で按分ということで、人工林、林業就業者数、それから人口で各都道府県に按分がされていくということになっております。

あと、そのページの中段ですけれども、創設時の経過措置というものがございます。当面は特別会計からの借入金をもって充てるということで、本格的に税の徴収が軌道に乗った時点では、おおむね600億円規模の税ということで聞いておりますけれども、それまでの間につきましては、平成31年度から33年度までは200億円、総額200億円が財源として措置がされると。以後、徐々に段階的に上がっていくということでございます。

それと、最後、5ページでございますけれども、経過措置といたしましてもう1点ございます。5ページの③のところでございますけれども、税の使い道は基本的には市町村が主体ということになってございます。昨年も国のほうで学識の方のご意見を聞くという検討会が数回開催されておりました。その中でも、事業実施主体となる市町村の体制が十分なのかという議論がされておりました。そういったことも踏まえまして、制度の立ち上げ時はやはり都道府県の関与が一定必要ということで、最終的に10分の1が都道府県に参る形になりますけれども、立ち上がり段階では都道府県への配分をちょっと手厚くしていただきまして、市町村の支援に当たるということで、31年度につきましては2割が都道府県に譲与されるという内容になってございます。

森林環境税と森林環境譲与税の概要は以上でございます。

最後のページ、横置きの資料でございますけれども、先ほどから出てまいりました31年度からスタートするとされております新たな森林管理システムの概要でございます。今現在、まだ制度設計中とお聞きしておりますけれども、その概要がこちらでございます。

まず、趣旨ですね。先ほど冒頭にもございましたけれども、課題認識としましては、所有

者の経営意欲の低下等によって森林の整備が進まないという現状課題の認識のもと、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村がみずから管理を行う仕組みを構築するというものでございます。

具体的内容につきましては、下の概要にもございますとおり、まずは森林所有者の責務の明確化をするとされてございます。これまで森林法等にも特に所有者の責務というものは明文化をされてございませんでしたけども、まずは森林所有者の責務を明確化した上で、右側ですけども、森林所有者からの申し出や意向調査によりまして、市町村が経営・管理を行うことができるように、法的に措置がされるということでございます。その上で、経営上成り立つような森林につきましては意欲のある林業経営者に委ねると、市町村から経営を委ねるような措置がされる、できるようになると。一方で、林業経営に適さない森林等については、市町村がみずから管理できるように措置をするとされてございます。

こういった新たなシステムを円滑に運用していくための財源として、今回、税制改正がされると聞いてございます。

資料の説明は以上でございます。

あと、先日、林野庁のほうから都道府県担当を対象に説明会がございまして、そのときの情報を口頭になりますけどもつけ加えさせていただきますと、先ほどの税の配分、人工林面積割でありますとか人口、それから林業就業者数で配分ということでございますけども、具体的に申し上げますと、森林がない市町村、例えば大阪市であっても、人工林面積割はゼロでございまして、人口が非常に多いということで、人口按分の分はそのままずっと配分がされるということでございます。ですので、同様の市町村、府下にもございます。ということで、配分としましては、人口の多い市町村に相当の譲与がされるということでございます。

それとあと、使い道のほうですけども、基本は先ほどご説明いたしました新たな森林管理システムの運用の財源とするとされてございますけども、今ほど申し上げましたように、森林のない市町村にも一定の額が配分されるということになりますと、どこで使うのかというところになってまいります。税制改正大綱にも言葉はございますけども、例えば木材利用の促進に重点的に取り組んでいただくとか、それから、環境教育ですね、森林の環境教育などに有効に使っていただきたいということで説明を受けてございます。

ということで、譲与のほうは平成31年度からされてまいりますので、それまでの平成

30年度中に、まずは市町村でどういった取り組みをしていただくのか、それと、それを動かしていく人とか体制づくりを早急にしていかなければいけないという中で、府県の役割が非常に強く求められてございますので、今後、市町村はじめ、国、関係者の皆さんと十分調整をしながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

情報提供は以上でございます。

【増田会長】       ありがとうございます。

何かご質問等ございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】       さっきも言ったんですけども、今、ここは森のことを一生懸命審議しないといけないと思いますけども、木は山にいっぱい育っていますから、やっぱり使うことを考えてもらわないといかんということで、私、府木連の長として日夜動いているんですけども、今、森づくり課の参事さんがおっしゃった、市町村に対して木材の意識を上げないといけないという。現実に大阪の市町村で木材利用方針を策定しているところはまだ51%なんです。これ、私も3年がかりで各地を回っておるんですけど、バリアーがあって、なかなか市長さんに会わせてくれないというのが実態なんですね。会えるところは半分以上回ったんですけども、まだ51%という段階で、市長さんに会うと、それはすばらしいと、木材をもっと使おうというふうに答えられますけども、現実はそのままでどり着かないと。結果を見ると、市長さんに会ったところもその後動いていないと。

動き出してから少し増えまして、最初は、全国47都道府県のうち、沖縄の次だったんですね。しりから2番目だったんですけど、今、4番目ぐらいにまで上がっていますけども、ほとんどのところが100%なのに、森がないということは理由になると思いますが、これをもう少し強めてもらわないと、せっかくのものが生きてこないんじゃないかなと思います。

それと、緑化という形で、人口が多いところは緑化については随分力が入っている。大阪府におかれましても、知事をトップにそういうものがちゃんと推進ができていると思うんですけども、使うほうも何かそういうふうにはやってもらわないと、緑化のほうにお金が行っちゃって、使うほうに全然使ってもらえないんじゃないか。だから、そういう緑化を進めるというよりも、知事さんもしくは副知事をトップにしてそういう組織をつくってもらって、推進ができるようにやってもらわないと、せっかく育ってきた木を無意味に腐らせてしまうというか、さっきも話があった、バイオで新しい木を燃やすというようなこと

も起こっていますし、そんなことになったらとんでもないことじゃないかなと私は思っていますので、ひとつぜひお願いします。

緑化のことでいえば、大阪でがんセンターも立派なものがありましたけど、あそこもほとんど木は使われていませんからね。やっぱりああいうところに、目立つところに使ってもらいと随分変わってくるんじゃないかなと思います。今、一園一室で府から随分応援をいただいていますけども、あれもまだ焼け石に水というか、ささやかな動きですので、もっと府民の方に認知されるような政策を入れていただきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

【増田会長】 ほか、何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

藤田委員、どうぞ。

【藤田委員】 私、防災なので、ちょっとそういう観点から。

昨年の九州北部豪雨災害で流木がものすごかったんですね。ああいうのを見たときに、流木の量を減らすという方向も大変必要なのかなと思うんですけども、森林管理の中でこういった資料を見ても、防災的な意識というのはあまりなくて、例えば流木が発生しないような管理はどうするかとか、そういうのはないんですが、それが直接入らないにしても、そういった大規模な災害のときに、何か森林管理をすることで、さらに流木が増えるようなことにならないような配慮をこういったところでしていただきたいなと思っています。コメントですが、十分また検討していただきたいと思います。

【増田会長】 わかりました。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

黒田委員、どうぞ。

【黒田委員】 これは国の制度なので、どう言えばいいのか、お願いといいますが、まだ何か中途半端な協議が多いなというのが実はありまして、1つは、人のことですね。市町村でこれ実施するとなっていてはありますが、政令指定都市とか林業地でなければ、市役所には全く専門家がないわけですね。今も、私、あちこちそういうところにレクチャーに行ったりしていますけれども、きのうまで水道課にいましたという人が担当してこられて、3年でまた次かわってしまわれると。大阪府でも結構そういうところ、小さい市では特にそうだと思うんですね。そうすると、これ、人を派遣するか、新しく人を採用してもらわないと、ボランティアに丸投げになりかねない。ボランティアは山を壊しているのが現実のところが多いので、これ、ほんとうに心配なんですよ。

人の問題が全く解決されなくて、市町村でやるというふうに決められた方は実際に市町

村にいらっしやったのかなという、そういうところがありまして、これ、ぜひ府のほうから国のほうに要望といいますか、上げていただくか、府から派遣するので、その人員を雇っていただくか、何らかのものが必要だと思います。

もう1点は、林業就業者に対するサポートという形で、人口比だとかいう計算方法になっていますけれど、多くの市では、都会に近いところでは林業就業者はほぼゼロなんですね。山をお持ちの方は農家なんですよ。農家の方は自分で経営していないので放置になっている。こういうところで、林業就業者をどうやって計算されるのかなという疑問が実はあります。

大阪のほうではどうされるのか、いずれそういうこともお聞きできたらいいなと思うんですが、そういう状況で、小面積の人工林をお持ちの方というのは農業がメイン、山にはおじいさんがちょっと入ったぐらいという状況で何十年も放置されているところが、兵庫県でも大阪でもあちこちで見られます。そういうふうなことに對して、非常にこれ、単に計算しただけみたいな計画がまだ、そういう状況なので、国のほうでもこれはもっと検討していただかないと困ることだと思っています。

それと、今、人工林のほうはカバーされていますけど、大体同じような面積がある里山の広葉樹林のほうは全く言及されていないとか、スタートすると、そういう指示を出される側が大変困られるんじゃないかと思うんですね。そういうことも含めて、もっと現実的な議論が必要だと思いますので、こういうところから例えば国のほうに要望を出すのか、何らかの動きがないと、うまく使われていけないような気がしております。よろしくお願いします。

【増田会長】      ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

三好委員、どうぞ。

【三好委員】      今皆さんがお話ししたことに近い話なんですけど、ぱっとこの図を見たときに、林業経営に適した森林であるか否かで分けられるという考え方が、もう既に日本の森林の現状に合っていないような気がします。もっといろいろな森林であるとか、何も森林だけじゃなくて、ユーザー側の使う側の事情も含めて考えなきゃいけない。川上から川下へというようなことを考えてあれば、針葉樹林だけじゃなくて広葉樹林もとか、いろんなことを考えたら林業経営という言葉に非常に違和感を感じます。そういったいろんな諸問題が包含できるような受け皿がどうなるかという、今、黒田先生がおっしゃったのはま

さしくそうだと思うんですけども。

例えば、地方で、大阪もそうですし、各府県で独自の森林環境税的な税をそれぞれつくってやっていますが、全国的に見ても、結局は森林組合に委託、委託、委託でほぼ使っているような現状のところが多いようですね。そういった自治体独自の制度とこの国の制度は今後どう整合をつけていくのかという問題もありますし、それを誰が受け皿というか実際担当するのというものと、誰がそれを差配といいますか、仕分けをするのというのが何も見えてこないというところが非常に心配なところです。大阪は大阪なりのやり方を今までは大阪府の環境税についてはやってきたわけですから、そこをベースに何か考えればいいのかなどという気がします。すいません、コメントです。

【増田会長】       ありがとうございます。

いかがでしょう。よろしいでしょうか。

小杉委員、どうぞ。

【小杉委員】       まだこれからの制度だと思うので決めにくいところはあると思うんですけども、少なくとも森林審議会で定期的に議論ができるような仕組みづくりがあったほうがいいのかなと思います。どういうところでどういうものに使ったか、あるいは使うのかというのを見張る、あるいは議論できるような場をつくっていかないといけないのではないかなと思います。他県との足並みとかもあると思うんですけども、何がしかそういう仕組みがあればいいなと思います。このものだけじゃなくて、大阪府で進んでいるものについても、定期的に、少なくともどういうものに今現状使っている、あるいは計画がこうなっているというものをを見せていただけると、議論ができるのかなと思います。

【増田会長】       ありがとうございます。

どうぞ。

【三好委員】       すいません、一言だけ言い忘れていました。倒木対策ですね。これ、おそらくこの後のものすごく重大な、かつ、府下の非常に大きい課題になることは間違いなと思います。針葉樹拡大造林期のものの形状比が倒れやすい数値に今まさしく入ってきている年代であるとともに、広葉樹林も、ナラ枯れ木、松枯れ木は当然ですけども大径木になって、大径木というよりも、背が伸びてしまっって地上部と地下部のバランスが悪くなって、一気に大量に倒木が発生する状況を人間側がつくってしまったということと、それと、倒木が起きると道路とか電線が切れて、非常に困る立場をたくさんつくってしまったというのも人間ですね。ということが今後大きな問題になると思いますので、倒木対策

というものは次のどのステップにも何かキーフレーズとして入れていただきたいと思います。

【黒田委員】 最近、訴訟がやっぱり出てきておりまして、管理責任を県が問われている例を、私、相談を受けています。道路の場合、人身事故が出てきていますので、それは重要だと思います。

【栗本委員】 ちょっとだけ、少し誤解もされているようですので。何も人工林だけが倒木するということは決してなくて、私、山を歩いていますと、大阪北部のほうでは、人工林よりもクヌギ、コナラのほうが多く倒れております。そういう実態もありますので、今おっしゃっていただいたように、人工林がどうだとか広葉樹がどうだとか言わずに、森林全体として考えていくという姿勢でぜひよろしくお願ひしたいのと、それと、今回の森林環境税と大阪府の環境税との差異ですね、違いをしっかりと認識して進めていく必要があるんじゃないのかなというふうに思っています。

【増田会長】 ありがとうございます。

【赤井森づくり課参事】 ちょっと補足をさせていただきます。いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。今後、市町村とどういう取り組みをしていくかというところでの大変ヒントになったと考えております。ちょっと説明……。

【増田会長】 ちょっと、おっしゃる前に私も意見があるので。基本的には、今回、きょうも最初の議論のあった放置森林対策ではない5万4,000ヘクタールを対象にした大阪府の森林プランをつくっていかねばならないと。従来まではどちらかというと言官協力みたいなことばかり言われているわけですけども、今回、この国の制度ができると、むしろ基礎自治体との官官連携みたいなものを一体どうするのかということが非常に大きな役割で、今まで、どちらかというと言大阪府は、極端なことを言うたら、府で面倒を見ていたら市町村はほとんど役割を果たさなくても済んだと。ところが、今回は役割を果たさないといけないという状況になりますので、次の段階は官官連携なり官官の役割分担というのを具体的にどうするのだと。

ある一定、市町村の基礎自治体でやっている林業にかかわる各種の施策が森林審議会で見えなくなってしまうたら、部分的にしか議論できなくなると。その辺も含めて、そのあたり、次の次期プランづくりは非常に大きな岐路に来ています。非常に複雑化しているわけですね。府も環境税を取っているし、国も今度つくったし、従来までの国庫補助事業が継続しているし、そんな話の中で民活の要するに必要性みたいな話だとか、農業でやって

いる農地の流動性と同じような管理責任と、要するに森林の流動化という経営管理の移譲をしていくみたいな仕組みとか、非常に多様な課題が露呈してきていますので、そのあたりを含めたプランづくりをぜひやっていただきたいというのが私自身の意見でもあります。

どうぞ。

**【赤井森づくり課参事】** 改めてですけども、私ども、まだまだ国からの情報が十分来ていない部分がございます。ちょっと補足で、今、私どもが得ている情報だけ申し上げておきますと、まず緑化、都市緑化に使えるかというところにつきましては、これは完全に否定されております。ですので、この使い道に都市緑化は入っていないというのは明確に言われておりますので、あくまで森林整備、森林につながる使い道ということに限定はされてございます。

**【増田会長】** 多分、先ほど中村委員のおっしゃった緑化というのは都市緑化の話ではなくて、森林造成のことを国土緑化と呼ぶので、そういう意味で緑化という言葉は言われたんですよね。だから、ハードの事業だけではない。ハードの事業を称して緑化とおっしゃられていますので、中村委員のご発言は都市緑化の狭い意味でのご発言ではなかったというのは理解しておいてください。

**【赤井森づくり課参事】** はい、わかりました。

それとあと、中村委員からもございました市町村木材の利用方針の策定、今まさに半分ぐらいなんですけども、なかなか進まなかったというのは、1つには、私どもも、つくったはいいいけども財源がなくて、実現が難しいというものには手を出さないというところがあったのかなと思います。ですので、特に都市部の森林がない市町村にはそういった計画をまずつくっていただいて、木材利用にしっかり取り組んでいただけたらなという思いがございます。

それと、防災の関係なんですけども、こちらにつきましても、私どもが取り組んでおります今の府の森林環境税を使った事業等がもう1つ加速ができないかということで、いわゆるハードですね、防災のハードに使えるかということを確認しております。こちらも否定です。否定されております。あくまでスタートが吸収源対策というところの財源ということですので、森林の整備という部分で公益的機能を高めていただきたいということで説明を受けてございます。

あと、人材の話です。これは我々も今後非常に頭が痛い部分でございます。おっしゃる

とおり、市町村に林務の担当がいるかというのは、はっきり言いましてゼロです。そういった状況にあるのは全国的にも同じでございます。ですので、当面、その人材育成の部分をしっかりやってほしいということで、都道府県にも財源が多く行くのもその措置ということで聞いております。

具体的な細かな話になって申しわけないですけども、使い道に市町村の職員の給与、給料には使ってはいけないと言われております。ですので、要するに国のイメージとしましては、そういった知識、技術を持っておられる人材を積極的に雇うというんですか、臨時職員みたいな形で雇っていただけたらということで聞いております。ですので、そういった人材がいるかということにまたつながるんですけども、そこは時間をかけてでも人材の育成、技術者の育成をしっかりしていけないといけないと我々も考えておるところでございます。

その人材の育成につきましては、広域的行政として取り組むものは府がやってよいということでも聞いておりますので、そういった体制づくり、しばらくは時間がかかりますけれども、取り組んでまいりたいと考えております。

あと、申し上げませんでしたけど、今回の森林環境税は時限的な税ではございませんでして、一応、恒久税として措置されるということでございますので、もちろん短期的に集中的に早急に取り組まなければいけないものも当然ございますけれども、もっと長いスパンで物事を見ながら必要なところに効果的に使っていけるように、皆様のご意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

あと、次の森林プラン、まさに会長のおっしゃるとおりで、我々、全国的にも都道府県主体で今まで森林施策をやってまいりましたけども、これからは市町村にも財源も確保されて一定主体的に動いてもらわなければならないと、担っていただくということもございますので、そういったことも、いわゆる府の森林のあり方を示しながら、市町村にも積極的に効果的に取り組んでいただけるようなものをつくり上げていく必要があるかと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

【増田会長】      ありがとうございます。

これから、いろんな意味で知恵を絞らないといけない段階に来ているということですので、ご協力のほど、よろしく願いしたいと思っております。

一応、きょう予定しておりましたその他も含めて、意見交換が大体できたかと思っております。

けれども、よろしいでしょうか。委員の皆さん、よろしいでしょうか。事務局のほうはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**【赤井森づくり課参事】** もう1点だけ。森林整備の対象ですけれども、もちろん人工林の手入れがおこなわれているという大きな課題がございますので、基本はそこということでございますけれども、当然、人工林が少ない市町村もあるということを踏まえまして、いわゆる里山林、広葉樹主体の里山林、それから竹林についても、この税の使い道として考えてよいと聞いておりますので、その辺も十分活用可能という前提で、またご意見等をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

**【増田会長】** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そしたら、きょうは30分程度早く終わるかと思っておりましたけれども、いろんな課題もたくさんございまして、予定していました時間どおりぐらいになりました。これからも非常に重要な時期ですので、いろんな意味で意見交換をするということが大事だと思いますので、積極的なご発言いただけますことをお願いして、第82回森林審議会を終了したいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

**【池口森づくり課長】** 森づくり課長の池口ですけれども、最後に一言だけ。

きょう、皆さんにご議論いただきまして、きょうもお示ししました放置森林対策行動計画の総括につきましては、私どものこの計画の数字を上げてグラフだけでお示ししましたけれども、一体この目標を当初どう立てたんだと、その結果どういうことになって、どういう課題があるのかということ、わかりやすくお示しさせていただきたいと思います。ちょっと中途半端になった報告で申しわけなかったんですけども、その辺は至急作業を進めていきたいと思っております。

それと、会長からもおっしゃっていただきましたように、次期の計画ということで、放置森林対策行動計画の何が課題だったのかということ踏まえまして、さらに、人工林だけじゃなくて森林全体というのを見ていきますと、ポイントとなるのはやっぱり防災であるとか、あと倒木対策、安全安心というところをキーワードにしていかないと、なかなか理解を得られないというところもありましようから、そういうところをポイントにいくんですけども、では、放置された広葉樹林、私ども話していると、広葉樹といえば天然林、自然の林じゃないかという方が多いんですけども、実際は薪炭林が放置されてクヌギ、コナラが大きくなっていると。だから、これはほんとうに潜在自然植生といえますか、本来は常緑樹があるはずなのに、広葉樹が大きくなっているとこのところで倒木の危険も出

てきているというものを踏まえて、やっぱり防災、安全安心というのをキーワードに考えていかなければならない。

ただ、人工林を放っておいたら広葉樹になるのか、広葉樹を放っておいたらどうなるのかということも、放置したらいいのか、ある程度関与しないとイケないのか、いろんなアプローチの仕方があろうかと思えます。

それと、防災といいましても、そういう防災技術だけじゃなくて、森林の生態であるとか林業経営の問題であるとか、あとは組織のマネジメントであるとか、いろんな問題にわたってこようかと思えます。

今までみたいに狭い範囲で考えていると、ここは林業経営で守っていけば何とかなるだろう、ここはボランティアにやってもらおうという話ができたんですけども、府域全体の森林を見ていきますと、今の情勢からいくと、林業経営で果たしてそれが中軸になるのか、ボランティアで管理面積というのはたかがしれているじゃないかと。言ったら悪いですけども、全体を見るとそういう評価になってこようと思えますので、そういうことを踏まえて、では、府域の森林の将来像をどうしていこうかということについて、かなりいろいろ皆様方のお知恵もかりながら進めていかないとイケないということもありますので、会長がさっきおっしゃっていただきましたけども、今後の進め方について打ち合わせさせていただいて、これから皆様にも提示していきたいと思えますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

あと、森林審議会、毎年1月に開催されますけども、そういった関係で、また夏前にやるとか、ちょっと年度途中に開催するというのもあろうかと思えます。また、部会をつくってということもあろうかと思えますけども、その辺についてもご迷惑をおかけするかもしれませんけども、ご協力方、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

【司会（石井主査）】 これをもちまして、第82回大阪府森林審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —